

## 《アラカルト》商品説明書

1. 商品名	歯科医師限定カードローン〈アラカルト〉																												
2. ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす歯科医師の方（勤務医を含む）</p> <p>① ご契約時の年齢が満26歳以上65歳以下の方</p> <p>② 継続して安定した収入のある方</p> <p>③ 保証会社である全国しんくみ保証㈱の保証が受けられる方（再保証会社：㈱オリエントコーポレーション）</p> <p>④ 当組合の融資基準を満たしている方</p> <p>⑤ 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方</p> <p>⑥ 当組合の組合員の方、または組合員となれる方</p> <p>※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員となることができます。（組合員資格は、当組合同款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧くださいか、当組合職員へお問い合わせください。）</p>																												
3. お使いみち	自由（ただし、事業性資金は除きます。）																												
4. ご利用形態	当座貸越																												
5. ご利用限度額	<p>30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・400万円・500万円・600万円・700万円・800万円よりお選びください。</p> <p>※ただし、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。</p>																												
6. ご返済方法	<p>残高スライド方式：貸越残高により返済額が変わります。返済額は、前回の約定返済後の貸越残高に対応した金額となります。</p> <p>毎月5日にご指定の普通預金口座よりお引落とし致します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残高</th> <th>返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下の場合</td> <td>毎月1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下の場合</td> <td>毎月2万円</td> </tr> <tr> <td>150万円以下の場合</td> <td>毎月3万円</td> </tr> <tr> <td>200万円以下の場合</td> <td>毎月4万円</td> </tr> <tr> <td>250万円以下の場合</td> <td>毎月5万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>毎月6万円</td> </tr> <tr> <td>350万円以下の場合</td> <td>毎月7万円</td> </tr> <tr> <td>400万円以下の場合</td> <td>毎月8万円</td> </tr> <tr> <td>450万円以下の場合</td> <td>毎月9万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下の場合</td> <td>毎月10万円</td> </tr> <tr> <td>600万円以下の場合</td> <td>毎月12万円</td> </tr> <tr> <td>700万円以下の場合</td> <td>毎月14万円</td> </tr> <tr> <td>800万円以下の場合</td> <td>毎月16万円</td> </tr> </tbody> </table>	残高	返済金額	50万円以下の場合	毎月1万円	100万円以下の場合	毎月2万円	150万円以下の場合	毎月3万円	200万円以下の場合	毎月4万円	250万円以下の場合	毎月5万円	300万円以下の場合	毎月6万円	350万円以下の場合	毎月7万円	400万円以下の場合	毎月8万円	450万円以下の場合	毎月9万円	500万円以下の場合	毎月10万円	600万円以下の場合	毎月12万円	700万円以下の場合	毎月14万円	800万円以下の場合	毎月16万円
残高	返済金額																												
50万円以下の場合	毎月1万円																												
100万円以下の場合	毎月2万円																												
150万円以下の場合	毎月3万円																												
200万円以下の場合	毎月4万円																												
250万円以下の場合	毎月5万円																												
300万円以下の場合	毎月6万円																												
350万円以下の場合	毎月7万円																												
400万円以下の場合	毎月8万円																												
450万円以下の場合	毎月9万円																												
500万円以下の場合	毎月10万円																												
600万円以下の場合	毎月12万円																												
700万円以下の場合	毎月14万円																												
800万円以下の場合	毎月16万円																												
7. ご契約期間	<p>1年（ご契約成立日から1年後の応答月の月末）とし、再審査させていただき自動更新となります。</p> <p>※ただし、満65歳の誕生日以降の更新はできません。</p>																												
8. 金利	<p>固定金利 年利5.80%、8.80%、12.80%の3段階（保証料含む）</p> <p>極度額600万円・700万円・800万円については、一律3.80%（保証料含む）</p> <p>保証会社の審査により、いずれかが適用されます。</p>																												
9. 貸越利息支払方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。毎月5日に貸越残高に組み入れます。																												
10. 遅延損害金（年率）	14.50%																												
11. 連帯保証人・担保	不要です。																												

12. 新規カード発行・ 更 新 手 数 料	不要です。
13. お借入方法	ローンカードを発行いたします。提携のCD・ATMからご出金いただけます。 ※CD・ATMのご利用手数料は、お客様のご負担となります。
14. お申込時にご用意 いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。 ①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点 ②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点</li> <li>・所得証明書 確定申告書・決算書、源泉徴収票等前年度分 ※申込極度額が50万円超の場合は必要となります。</li> <li>・普通預金通帳（お持ちの方）、普通預金届出印</li> </ul>
15. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 <b>【お客様相談室（総務課）】</b> 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.shikashin.co.jp">https://www.shikashin.co.jp</a></li> </ul>
16. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 <b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b> 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716) ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</li> </ul>
17. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、印紙代として200円が必要(実費)となります。</li> <li>・お申込みに際しましては、当組合および保証会社の所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。</li> </ul>